

〈提出先〉 川崎市環境局減量推進課指導係

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

T E L 044-200-2568

F A X 044-200-3923

E-mail 30genryo@city.kawasaki.jp

事業系一般廃棄物処理方法報告書

事業系一般廃棄物の処理方法が決まりましたら、速やかに必要事項を記入のうえ、上記へ郵送又はFAX等でご送付ください。

この報告書を提出いただ
いていない店舗(事業所)
については
立入調査を実施する場
合がございます。



★以下ご記入ください

店舗(事業所) 名称		担当者名	
店舗(事業所) 住所		電話番号	
事業内容		事業開始	年 月 日

事業系一般廃棄物の処理方法

収集運搬を
市の許可業者に委託

業者名

収集
開始日

年 月 日

施設(自己)搬入
(焼却場に自ら搬入)

承認番号

搬入先

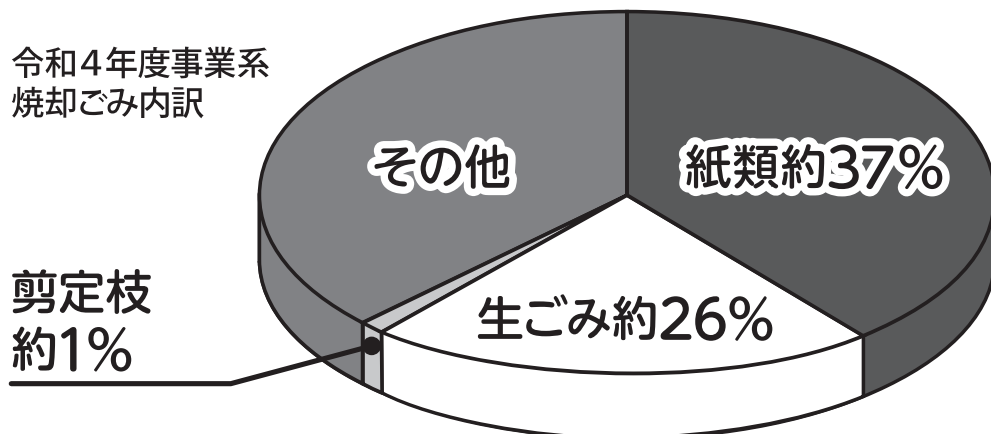
その他

処理方法

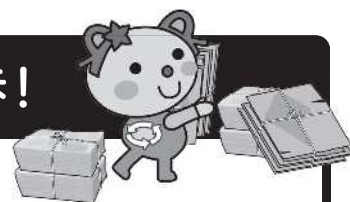
【問合せ先】 川崎市環境局減量推進課指導係 TEL 044-200-2568

事業系一般廃棄物の 減量化・資源化の取り組みをお願いします

事業から発生するごみの中には、紙ごみ、生ごみ等、資源化できるものが含まれています。減量化・資源化することはごみ処理費用の削減にもなり、環境保全にもつながります。この機会にぜひ「事業系ごみの3R（発生抑制・再使用・再利用）」にご協力ください。



紙類のリサイクルは減量化の第一歩！



再生利用できる紙類は事業系一般廃棄物に入れずにリサイクルしましょう。

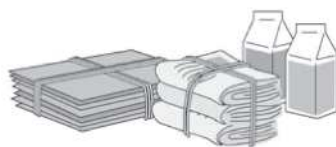
分別、リサイクルについては、現在契約されている収集運搬業者にご相談いただくか、市のHPに収集に来てくれる古紙リサイクル業者や持ち込み拠点等の情報を掲載していますので、そちらをご覧ください。

詳細は
市ホームページで

古紙のリサイクル

検索

再生利用できる
紙の例



ダンボール・新聞・紙パック



雑誌（封筒・菓子箱・紙切端）



OA用紙・シュレッダーくず

生ごみと木くずもリサイクルできます！



「生ごみ」のリサイクルは①生ごみをリサイクルできる業者を利用する。

②生ごみ処理機を導入し、自社で処理する。の2つの方法があります。

「木くず」については木くずの資源化を行っているリサイクル業者を利用する方法でリサイクルができます。

詳細は
市ホームページで

リサイクルの実践

検索